

産業建設課 お知らせ



お問い合わせは、下記まで。
産業振興班(☎63・3806)
建設班(☎63・3804)

森林の立木を 伐採するときには

森林の立木を伐採しようとするときは、森林法に基づく伐採の届出等が必要です。

無届け、無許可による伐採をした場合、罰金に処せられる場合があります。

なお、1ヘクタール(10000㎡)を超える森林の開發行為を行う場合は、県への許可申請(林地開發許可申請)が必要です。



【届出等の時期について】

- 普通林の場合
・伐採する90日～30日前までに届出が必要

■保安林の場合

- ・皆伐は、伐採面積の限度公表日から30日以内に県への許可申請が必要
- ・天然林の択伐は、伐採する30日前までに県への許可申請が必要
- ・間伐または人工林の択伐は、伐採する90日～20日前までに届出が必要

【無届伐採に対する罰則】

■普通林の場合

- ・100万円以下の罰金に処せられる場合があります

■保安林の場合

- ・150万円以下の罰金に処せられる場合があります

詳しくは、町ホームページ

([http://www.town.wakayama-](http://www.town.wakayama-hidakajg.jp/)

[hidakajg.jp/](http://www.town.wakayama-hidakajg.jp/)を)ご覧くださいか、産

業建設課(☎63・3806)まで。

森林の土地の 所有者届出制度

森林の土地を取得したときは届出が必要です。

■届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

■届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。



■届出に必要な書類

①森林の土地の所有者届出書(役場産業建設課に用意しています。ホームページからダウンロードすることもできます。)

②その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)

③その森林の土地の登記事項証明書、又は、土地の権利を取得したことがわかる書類(土地売買契約書・相続分割協議の目録等)の写し

詳しくは産業建設課(☎63・3806)または日高振興局林務課(☎24・2912)までお問い合わせください。

あなたのお家は大丈夫！？ ～住宅の耐震化を助成します～

大地震は、必ず発生します。

今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は70%～80%とされています。

このとき和歌山県内では最大で震度7の揺れが生じる可能性があり、昭和56年5月までの旧耐震基準の建物は、大地震により倒壊する恐れがあります。

大地震から生命を守るには、診断により建物の耐震性を明らかにし、必要に応じて適切に補強することが重要です。



確認しよう！

耐震診断

木造住宅

耐震診断が**無料**

木造以外の住宅

費用の2/3(最大8万9千円)を補助



耐震性が低い場合は…

補強設計と耐震改修の総合的实施

補助要件

- ・耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断されていること
- ・設計から改修まで一連で実施し、耐震性を一定以上まで向上させること
- ・すでに設計の補助金を受けていないこと

補助率と補助額

500,000円 + 定額666,000円
(工事費の40%が上限)

「補強設計と耐震改修の総合的实施事業」の補助額について

計算表

1. ①と③の空欄に金額を記入し、AとBの金額を計算してください。

① 工事費×0.4 =	円	①と②の小さい方	A	円
② 500,000円				
③ 工事費×0.6+設計費 =	円	③と④の小さい方	B	円
④ 666,000円				

2. AとBの合計が補助金の額になります。 ※注意！工事費と設計費は区別してください。

補助金額 A+B = 円

また、設計費に工事監理費を含めないようにしてください。